

※記載方法等につきましては、3 ページをご覧ください。

第十号様式（提出用）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)				事業年度		:		:	
事業税〔法第72条の2第1項第1号第2号第3号第4号に掲げる事業〕						道府県民税					
課税標準の総額	所得金額	年 400 万円以下の金額 ⑥	円		法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	() 円					
		年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額又は年 400 万円を超える金額 ⑦	000		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②						
		年 800 万円を超える金額 ⑧	000		還付法人税額等の控除額 ③						
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④						
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩	000		差引計 ①+②-③+④ ⑤	000					
	課税標準の総額	付加価値額 ⑪	000								
		資本金等の額 ⑫	000								
		収入金額 ⑬	000								
適用する事業税の分割基準		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数									
事務所又は事業所		事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準 (単位=)	分割課税標準額								分割基準 (単位=人)	分割課税標準額 (単位=円)
		年 400 万円以下の所得金額 ⑭	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額又は特別法人の年 400 万円を超える所得金額 ⑮	年 800 万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入額 ⑳			
	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
合 計											

※「名称及び所在地」「分割基準(単位=)」・「分割標準(単位=円)」の各欄は、必ず同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに記載してください。
また、この明細書は、課税標準額が零又は欠損の場合でも必ず提出してください。

事業税の「分割基準」及び「分割課税標準額」の各欄の記載方法・・・製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、非製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、下段に事務所数及び当該事務所数を基に計算した分割課税標準額を記載してください。

事業税の「分割基準」及び「分割課税標準額」の各欄の記載方法・・・製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、非製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、下段に事務所数及び当該事務所数を基に計算した分割課税標準額を記載してください。